

第三十四号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二十四」を「第二十条の二十三の三」に、「第三十五条」を「第三十四条の三」に改める。

第二十条の十二の次に次の一条を加える。

（法人の均等割の課税免除）

第二十条の十二の二 法第二十五条第一項第一号の非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であつて、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号チの病院事業を行うもの（以下「病院事業を行う地方独立行政法人」という。）に対しては、県民税の均等割を課さない。

第二十条の十六第一項第一号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

第二十条の十六に次の一項を加える。

3 第一項の規定により県民税の減免を受けようとする者は毎年四月三十日までに、前項の規定により県民税の減免を受けようとする者は法人税法第七十四条第一項に規定する法人税の申告書の提出期限までに、それぞれ知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

第二章第四節中第二十条の二十四の前に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税免除）

第二十条の二十三の三 病院事業を行う地方独立行政法人が不動産を次の各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

- 一 その病院事業の用に供する不動産（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設で規則で定めるものの用に供するものを除く。）
 - 二 その設置する看護師養成所において直接教育の用に供する不動産
 - 三 その設置する寄宿舎で看護師養成所に係るものにおいて直接その用に供する不動産
- 第二章第七節中第三十五条の前に次の一条を加える。

（自動車取得税の課税免除）

第三十四条の三 病院事業を行う地方独立行政法人が救急自動車又は主としてへき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合には、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

第四十八条の二第三項中「開設者」及び「当該公的医療機関」の下に「又は病院事業を行う地方独立行政法人」を加える。

附則第三十七項中「ついでには、」を「係る平成二十五年十二月一日前に開始する法第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税の減免については、当該法人を」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条の十六第一項第一号及び附則第三十七項の改正規定並びに次項の規定は、同年十二月一日から施行する。
- 2 次に掲げる法人のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに係る平成二十五年四月一日に開始する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税の減免については、なお従前の例による。
 - 一 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する一般社団法人及び一般財団法人
 - 二 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいい、同法第四十条第一項の規定により存続するものに限る。）であつて平成二十六年三月三十一日までに同法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する同法第六百六条第一項の登記をしたもの

提案理由

県の政策医療の確保に重要な役割を果たす地方独立行政法人が経営する病院について、その経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を維持するため、非課

税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であつて病院事業を行うものに係る県税の課税免除の措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。